

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 税務署が保険金収入を知っているのはなぜ？

**Q** : 私はサラリーマンですが、先日、税務署から満期保険金の申告が漏れていると連絡があり、所得税の修正申告をしました。

どうして、税務署は保険金の受取りを知っているのですか。

**A** : 100万円を超える保険金の支払いについては、保険会社から税務署に支払調書が送られているからです。

### 【解説】

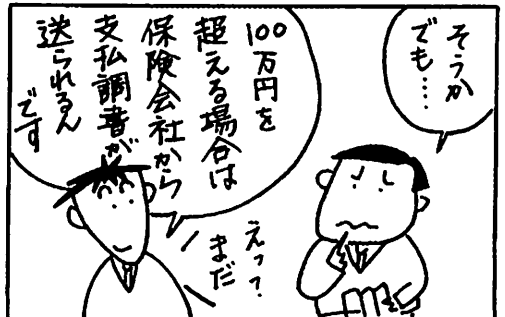
保険料負担者と保険金の受取人が同一である場合には、保険金の受取人には一時所得として所得税や住民税が課税されます。

申告しなくても税務署にはわからないだろうと思うかもしれませんが、1回の保険金の支払いが100万円を超える場合、保険会社から税務署に支払調書が送られ、申告漏れをチェックするのに使われています。

保険金は一時所得として扱われますから、保険金の受取額から支払保険料を差し引いて純利益を出し、そこから特別控除額50万円を差し引き、その残額の2分の1に対して課税されることになります。

ちなみに、給与所得者でその収入金額が2千万円以下の方は、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告を要しないこととされています。

したがって、保険金の受取額から支払保険料の総額を差し引いた金額が90万円までであれば、確定申告は必要ないということになります。



KIMIYO-I